平成２６年（フ）第６５号
滋賀県長浜市余呉町東野305番地３
債務者　文室満紀美
１　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
滋賀県長浜市三ツ矢元町27番24号　ジャパンハイツ102号室
債務者　西村　泰子
１　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
鳥取県米子市両三柳2086　戸田マンション２階202号室、住民票上の住所鳥取県西伯郡伯耆町古市394番地１
債務者　森谷　　勝
１　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第８０５号
広島市安佐北区亀山４丁目４番15―201号
債務者　本田　由香（旧姓小田）
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９３２号
広島県東広島市八本松飯田２丁目17番２―409号　八本松宿舎２
債務者　岡本　昌男
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６１号
山口県下関市貴船町４丁目10番８―203号　南国マンションニュー貴船
債務者　平井　恵子
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
山口県下関市一の宮町５丁目１番22号
債務者　穂積　　肇
１　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
山口県下関市長府才川１丁目35番40号、前住所山口県下関市長崎新町20番21号
債務者　濱田　正子
１　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
高知県高岡郡椋原町上成1203番地１、前住所高知県高岡郡椋原町本も谷777番地
債務者　松本　久恵（旧姓松浦）
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第４１号
高知県須崎市浦ノ内東分284番地２　北川方、前住所高知市高須新町４丁目５番24号
債務者　川村　未廣
１　決定年月日時　平成27年１月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第１２０号
福岡県飯塚市下三緒201番地３
債務者　川上　雅彦
１　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第３７５号
大分市大字木田854番地の５
債務者　岡本　忠久
１　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０４号
鹿児島県姶良市蒲生町北2015番地　北中団地１棟102号
債務者　篠原　慎也
１　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
鹿児島県姶良市西宮島町８番地12　サンパークハイツ201号
債務者　中嶋　　昇
１　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3254番地
債務者　堀口　信一
１　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
鹿児島県霧島市国分清水２丁目６番29号　サンハイツ国分101
債務者　酒井　裕一（旧姓西村・三島）
１　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係